

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 9 日現在

機関番号：13501

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23520896

研究課題名(和文)近世ヨーロッパ国際関係における帝国イタリアの意義

研究課題名(英文)The role of "Reichsitalien"(feudal system of the Holy Roman Empire in Italia) in the early modern European international relationship

研究代表者

皆川 卓(MINAGAWA, Taku)

山梨大学・教育学研究科(研究院)・准教授

研究者番号：90456492

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円、(間接経費) 450,000円

研究成果の概要(和文)：近代主権国家併存体制の先駆とされた17世紀のイタリアについて、神聖ローマ皇帝とその封であるイタリア諸侯国間の関係(帝国イタリア)を、プロソポグラフィーを中心に調査し、皇帝・スペイン王のクライアント諸侯が形成した人的ネットワークを介して、国家間の平和維持組織として機能したことを発見した。よって帝国イタリアは、皇帝軍の進駐によって皇帝による直接統治が展開される17世紀末まで、皇帝裁判権とミラノ公国(スペイン)の執行権の下、特定の人的ネットワークによって構築された非主権国家的な政治システムとして機能したのであり、当時のイタリアが一般に言われる主権国家併存体制の先駆的形態ではないことを論証した。

研究成果の概要(英文)：Italy of 17. century has been believed to be a early model of the system of the sovereign states. To this view, in this project the relationship between the Holy Roman Emperors and the Italian principalities which were formally the fiefs of him (so-called German "Reichsitalien" or Italian "feudi imperiali") was reserched, especially focused on the prosopography. Consequently it was found that this system was worked enough to keep the peace among them by the networks of the client-princes of Emperors and Spanish Kings. Thus this "Reichsitalien" functioned effectively as a political system not of the sovereign states but of the certain human networks under the juridical right of the Emperors and the executive power of the Dukes Milan (Spanish Kings), although this principalities have been directly governed by the Emperors on their military occupations since the end of the 17. century. It means that they were not the early model of the international system of the sovereign states.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：史学 西洋史

キーワード：帝国イタリア 皇帝総代理 諸侯間ネットワーク ゴンザーガ諸侯国 フェランテ2世 ミラノ法曹貴族
ボッローメオ家 占領統治の国家化

1. 研究開始当初の背景

近世(1494~1797)のイタリアに関する近代歴史学の理解は、「ウェストファリア条約」(1648年)以降の「主権国家併存体制」の先駆的形態としてのモデルであった。すなわち15世紀初頭の有力コムーネによる領域国家形成を疑似的な主権国家とみなし、「ローディの和約」(1454年)によってそれらの諸国の勢力均衡が図られたものの、フランス王シャルル8世のイタリア侵入(1494年)を嚆矢とする諸外国の介入により権力政治が展開され、その勝利者であるスペイン=ハプスブルク家の覇権の下で、傀儡化された主権国家の併存体制が近世を通じて温存されたという理論である。しかしこれは人文主義者の言説を19世紀以降の研究者が当時の国際社会と結合して構成したモデルに過ぎず、近年ドイツ・オーストリアでは神聖ローマ帝国国制の研究から、イタリアでは神聖ローマ皇帝の封であった旧北イタリア諸国の故地における地方史研究から、それぞれ異議申し立てがなされている。それが皇帝と北イタリア諸国間の制度的関係を追求する「帝国イタリア」(イタリア帝国封)の研究であり、本科学研究代表者も1980年代末以降の研究に依拠しつつ、主に神聖ローマ皇帝の裁判からこの構造を分析してきた。しかしその過程で嘆願や代官の任命、カトリック教会や外国(特にスペイン)の仲介を通じて解決される問題がかなりあることが判明し、このシステムの全容を解明するには、法的枠組みのみならず、人的関係を把握する必要を認めて本科学研究費の研究を企画した。

2. 研究の目的

本研究は、主権国家併存体制が徐々に成立する17世紀の「ヨーロッパ諸国家体系」(のちの近代国際関係)の中で、神聖ローマ皇帝との封建関係を持つ北イタリアの諸侯国・都市国家(イタリア帝国封、ないし総体としての帝国イタリア)が皇帝はじめ諸外国との間に展開した政治的コミュニケーションを調査し、それを担う人員の役割と動機を分析することで、封建契約や条約などの制度に表出しない部分も含めて、帝国イタリアの政治構造を解明し、同時代のヨーロッパ諸国家体系との共通点・相違点および変化の様相を明らかにすることである。そのため皇帝による帝国イタリア統治の拠点となったミラノ公国を主要事例として取り上げ、事例研究・資料のあるイタリア帝国封諸国との比較および相互関係の解明を行うことで、複合的な視角からの目的の達成を目指した。

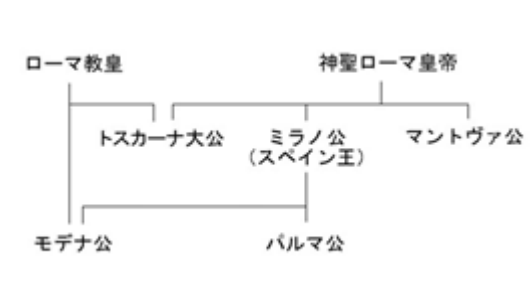
3. 研究の方法

始めに日本、ミラノ大学およびミラノ市立図書館で入手した先行研究の調査と整理を行い、サンプルとして選択した帝国イタリア諸国と神聖ローマ皇帝との交渉を、紛争解決や軍事、宗教や国家間儀礼など、政治性を含む

と考えられる側面から概観的に把握した。その上でそれに携わる実務者の人的ネットワークに関する史料を、ミラノ国立文書館、パルマ国立文書館、マントヴァ国立文書館およびグアスタッラ・マルドッティ図書館から入手し、その解読と整理を通じて彼らを帝国イタリア諸国間の調整と皇帝との関係維持に向かわせたインセンティブ・コントロール(収入や地位、親族関係や特定の集団への共属意識など)を比較史的に分析し、帝国イタリア諸国の間に共有された政治構造を解明した。その過程で、当初ミラノを人的ネットワークの中心としていた想定を変更し、皇帝総代理を中心とする人的ネットワークの研究に主眼を移している。これは後述のように、ミラノのエリートが帝国イタリアの統治に深く関わるのが17世紀後半以降であり、その関わり方もそれまでの帝国イタリアの政治的調整とは異なる構造を持ったためである。

4. 研究成果

(1)ミラノ公国と帝国イタリア諸国間の関係
ミラノ貴族の帝国イタリアにおける活動を研究した先行研究および一次史料から明らかになったのは、ミラノ公国の役割は、スペイン王とミラノ公の同君連合期(16世紀後半~17世紀)と、神聖ローマ皇帝がミラノ公国を領有した18世紀で、制度的にも人的にも大きく異なるという点である。まずスペイン王がミラノ公として統治した時期には、ミラノ公国は自身が帝国封でありながら、15世紀のヴィスコンティ家の勢力圏拡大を根拠として、パルマ=ピアチェンツァ、モデナなどの帝国イタリア諸国をさらにその陪臣封としており、皇帝直属の帝国封=直臣封に対する関係と、この陪臣封に対する関係は大きく異なっていた(下図は当時の帝国イタリアの封建関係略図。参考までに教皇との二重封建関係も図示)。



陪臣封は皇帝よりも直接の封主であるミラノ公に制約されていた。帝国イタリアの中心的な機関は、神聖ローマ皇帝およびその当該事由管轄法廷である帝国宮内法院、現地の調整と紛争防止にあたる皇帝代理(commisari)、帝国イタリア全域でそれを管掌する皇帝総代理(plenipotenziario)であり、イタリアにおいて帝国宮内法院への告訴を受理する「帝国検察官」(procratore

imperiale)はミラノに常駐していた。この帝国イタリアのシステムが有効に機能したのは、当研究従事者が科研費研究(A)「中・近世ヨーロッパにおけるコミュニケーションと紛争・秩序」(研究代表者 服部良久)の報告書「近世『帝国イタリア』の成立背景と皇帝裁判権の役割」(2011年3月)を通じて紹介したように、神聖ローマ皇帝が封主として帝国イタリア諸国に上級裁判権を有し、またその判決を執行する権力として、ミラノ公を兼ねるスペイン王が存在したからである。しかしそれにもかかわらず、スペイン王とミラノ公の同君連合期に紛争解決を依頼した帝国封は、マントヴァやゴンザーガ諸侯国、サヴォイアなど皇帝の直臣封諸国に限られ、ミラノ公の下にある陪臣封諸国が帝国イタリアの諸機関に紛争解決を依頼する事由は、17世紀末までほとんど見られない。最有力の陪臣封であるファルネーゼ家のパルマ=ピアチェンツァ公国を例に取ると、その諸国間関係における立場はほぼ三期に分けられる。第一期はミラノ公を兼ねるスペイン=ハプスブルク家のパトロネージ下にあった16世紀後半である。L.アルカンジェリらの先行研究によると、16世紀の当主アレッサンドロ・ファルネーゼ(1545-92)が皇帝カール5世と極めて近い人的関係(外孫)にあり、その宮廷の人員を受け継いだスペイン=ハプスブルク宮廷の軍務につき、更にその宮廷行事を通じてミラノ、マドリッド両宮廷にわたる親睦関係を築いていた。マントヴァ公ヴィンチェンツォ1世やサヴォイア公エマヌエーレ・フィリベルト、カルロ・エマヌエーレ1世など他の帝国封諸侯もこれと同様の関係をスペイン=ハプスブルク宮廷との間に築いており、このスペイン=ハプスブルク宮廷のメンバーシップによって、彼らの中の紛争が政治的に抑制されていた。言いかえれば、その領国は皇帝の陪臣封であるにもかかわらず、スペイン=ハプスブルク宮廷全体と地域を超えた人的関係を維持し、スペインの政治的権威によって領国の安定が維持されていたのであって、その帰属意識は皇帝よりもスペイン=ハプスブルク家に向けられていたとみて間違いない。

これに対し第二期に当たるのが、単独行動が目立ち、紛争が多い17世紀前半である。次代ラヌッチョ1世(1569-1622)以降の時代になると、ミラノも含むスペイン=ハプスブルク宮廷との関係は弛緩し、国内諸勢力の反抗や周辺諸国との紛争が目立ち、封主ミラノ公(スペイン王)自体への反抗に発展して、その統制はほとんど失われる。これらの紛争はしばしば武力で争われ、その間に神聖ローマ皇帝の裁判権の発動を要請することもほとんど見られない。

第三期は神聖ローマ皇帝が直接帝国イタリア諸国の統治に干渉し始める17世紀末である。皇帝は1660年代以降、帝国封であるという理由でしばしばパルマを皇帝軍の宿営

地とし、更に1680年代以降になると、北イタリア出身の法曹貴族を皇帝代理に登用して、封主として軍役を要求する権利と自らの軍事力を背景に、パルマから直接軍税を徴収する任に当たらせるようになるのである。こうした関係はアウクスブルク同盟戦争(1689-96)以降急激に強化され、1700年のスペイン=ハプスブルク家断絶の結果生じた神聖ローマ皇帝のミラノ公国領有によって決定的となり、パルマ公もようやく紛争に際しては皇帝が派遣した法曹貴族への訴訟を試みるようになる。

この法曹集団の出自は北イタリアの世襲貴族(近世の北イタリア諸都市では封建貴族と都市貴族の融合がすでに成されていた)であり、1709年の皇帝による事実上のミラノ統治開始以降、初めてミラノ宮廷にその拠点を置く。彼らのプロソポグラフィの調査から判明したのは、ミラノ宮廷と帝国イタリア諸国を結ぶといえるほど双方に密接な関係を持っておらず、むしろウィーン宮廷の実務官としてのキャリアにおいて共通していることである。例えば17世紀後半から18世紀前半に繰り返し皇帝代理・総代理を務めたボッローメオ家は、16世紀にはスペイン宮廷との密接な関係を背景に、ミラノ公国内の対抗宗教改革で中心的な役割を果たしたが、ミラノ邦属貴族であるため、その婚姻圏はアレーゼ家、ダッダ家などミラノ在地の貴族に限られ、他の帝国イタリア諸国への広がりは見られない。17世紀後半になると、その活動の足場は完全に皇帝レオポルト1世のウィーン宮廷に移された。更に同家は、同時期に皇帝代理を輩出したカステルバルコ家、ポッタ=アドルノ家などは、ウィーン宮廷で判事や外交官としての経験を持つ点にしか共通項がない。したがって彼らの中に、帝国イタリア諸国を結びつけるような関係は認められず、むしろ彼らはウィーン宮廷の代理官僚としての性格が強い集団であったと見なして良い。ただしイタリア貴族として帝国イタリア諸国の現地社団と直接コミュニケーションできたことは、帝国イタリアの秩序維持に一定の意味を持っていた。たとえば後述のように、ゴンザーガ諸侯国(マントヴァ公国の分国)の一つであるカスティリオーネ侯国で17世紀末に発生した君主と臣民の紛争では、君主を帝国宮内法院に訴える侯国の臣民を皇帝軍で威嚇しつつも、直接臣民と交渉し、双方を和解に導くことに成功している。

結論として、ミラノは検察官の駐在地であったにもかかわらず、ミラノ宮廷自体はスペイン=ハプスブルク宮廷の一つとして陪臣封の君主を婚姻関係や官職で吸引した16世紀を除くと、人的ネットワークを通じて直接帝国イタリア諸国を統合する拠点にはなり得ず、ようやく17世紀末以降になって、皇帝が自ら任用した官僚的な法曹貴族による統治の拠点として機能しはじめたと言える。

(2)皇帝総代理フェランテ 2 世ゴンザーガの人的ネットワークと帝国イタリアでの役割研究の進展によって 2012 年度半ばにはほぼ(1)の結論が得られたため、帝国イタリア諸国を統合する人的ネットワークの焦点を、ミラノ宮廷から皇帝の役職者そのものに移した。その結果 17 世紀前半においては、ミラノ公国や他の帝国イタリアの有力諸国ではなく、むしろその間に介在する中小諸侯国の君主が結節点となって、そうした人的ネットワークを展開し、有効に機能させていたことが明らかになった。

イタリア帝国封諸国全体を管掌する皇帝総代理は、1605 年に帝国宮内法院判事ガルツヴァイラーの献策で設置され、1605-08 年と 1624-39 年の間、実際に在任者がいたことは、すでに 1986 年にドイツの研究者アレティンによって明らかにされている。このうち、1624-39 年の間在任したグアスタツァ公フェランテ 2 世ゴンザーガ、同チェーザレ 2 世ゴンザーガ、メルフィ侯ジャンアンドレア 2 世ドーリアの間は親子・姻族関係で結ばれていたこともシュネットガーとヴェルガの編纂した 2002 年の共同研究によって指摘されていたが、今回初めてこの三者のうち、フェランテ 2 世の書簡を網羅的に調査した結果 (Archivio di Stato di Mantova[ASMn] Fondo Gonzaga, busta 1392-1396, Archivio di Stato di Parma[ASPa] Guastalla, busta 57-61, Biblioteca Maldotti di Guastalla[BMGu] Fondo Gonzaga, busta 24-37) (書簡は簡易なものも含めると 6000 フォリオ以上存在し、当初予定した詳細なデータベース化は現在なお進行中である)、そのプロソポグラフィと政治活動の全体像を解明することが出来た。

フェランテ 2 世は晩年(1624-30)帝国総代理に任じられているが、その書簡は、彼の帝国総代理としての活動が、その政治活動の一部でしかないことを示している。彼はスペイン海軍提督アンドレア・ドーリアの姪を妻とし、フェリーペ 2 世の妹である皇帝マクシミリアン 2 世の皇后マリアの侍従を務め、その後フェリーペ 3 世の王妃となったシュタイアマルク大公フェルディナント (後の皇帝フェルディナント 2 世) の妹マルガレータ付きの侍従となる。そのため彼はしばしばミラノやマドリッドの宮廷に伺候し、スペインの同君連合である両シチリア王国にもいくつかの封を付与されている。ただし彼の本拠地は依然グアスタツァにあり、マントヴァ公を初めとする同じゴンザーガ家の諸侯や、同じくスペイン宮廷に仕えるドーリア、スピノーラなどジェノヴァ系の諸侯を初め、パルマのファルネーゼ家やモデナ＝フェラーラのエステ家、帝国封を有するミラノ邦属貴族のトリヴルツィオ家やパツラヴィチーニ家、更には両シチリア王国の邦属貴族との間にも、情報交換や皇帝・スペイン王への取り次ぎ、彼らの間の取り持ちや紛争仲裁、結婚の仲介などを行

っている。1598 年には皇帝ルドルフ 2 世の皇帝代理として、嫡系が断絶してモデナのみ帝国封として領有することを認められたエステ家からフェラーラを接收し、教皇にこれを引き渡す作業に従事する。その後彼はモデナのみを領したエステ家と境界紛争を起こすが、1605 年にスペイン王と最も密接なパトロナージュ下にあることを示す金羊毛騎士団の資格を授けられ、その地位を背景にモデナ公との間に有利な境界協定を締結する。皇帝総代理に任命される 4 年前の 1620 年には、皇帝代理として近隣のソルフェリーノ伯とその臣民の間で生じた紛争の仲裁者を務め、さらに同年、皇帝フェルディナント 2 世によって、幼少のカスティリオーネ侯の後見人に指名されている。それらの功績により、彼は 1621 年皇帝によって公に叙任され、グアスタツァは公国となる。

以上のキャリアから明らかなように、フェランテ 2 世は先述のパルマ公アレッシンドロ・ファルネーゼと同様、婚姻・収入・地位・象徴資本の面でスペイン＝ハプスブルク宮廷のクライアントの立場にあった。ただしパルマ公と異なるのは、神聖ローマ皇帝の直臣としてスペイン宮廷のみならず、皇帝とも密接な関係を維持し、両者を政治的に結びつける立場にあったこと、スペイン王室に奉仕しながらも、基本的に領国に留まり、周辺諸国との密接な政治的コミュニケーションを維持したことである。1624 年に皇帝総代理に任命されたのも、皇帝・スペイン・帝国イタリア諸侯との広い人的ネットワークを築き、一部は皇帝代理として、一部はイタリア諸侯自身の要請によって、彼らの政治的連帯の構築や紛争調停に従事した実績によるものと思われる。このことは言い換えれば、フェランテがネゴシエーターとして築いたコネクションを皇帝が帝国イタリアのシステムに取り込み、利用したということである。

それを示すのは、フェランテの書簡からは、皇帝総代理の就任前 (ASMn Fondo Gonzaga busta 1394-1395, ASPa Guastalla busta 57, BMGu, Fondo Gonzaga 24-33) と就任後 (ASMn Fondo Gonzaga busta 1396, ASPa Guastalla busta 59-60, BMGu, Fondo Gonzaga 34-37) で、彼の活動が大きく変化した様子が見られないこと、彼が帝国イタリアに属さない両シチリアに関わる調整にも携わっていること、逆に自身の利害がかかわることについては、皇帝総代理としての職分に反して行動したことである。フェランテが皇帝総代理として活動した 6 年間に処理した最大の紛争は、就任翌年の 1627 年にヴィンチェンツォ 2 世の死去によって、空位となったマントヴァ公国の継承権を巡る「マントヴァ公国継承問題」であるが、やがてフェランテ自身、継承権を求めて皇帝・スペインの支持を取り付け、仲裁者の立場を放棄する。この継承権紛争はフランスとスペイン・皇帝の「マントヴァ継承戦争」に発展するが、1630 年のフェランテの

死去、グアスタツラ公位を継承した嫡子チェーザレ2世の辞退（代償としてゴンザーガ家の二侯国を獲得）によって、対立候補のアントヴァ＝ヌヴェール公が継承権を獲得する。皇帝がフェランテの没後チェーザレ2世を、4年後に彼が没するとその姻族（フェランテの妻ヴィットーリアの甥）ジャンアンドレア2世ドーリアを皇帝総代理に任命したのも、フェランテ2世以来のネットワークの維持を期待してのことであったと思われるが、彼らはその任に耐えなかったと見られ、その後皇帝軍のイタリア駐留を背景に、官僚制的統治を展開するミラノの法曹貴族集団が専有するまで、皇帝総代理は置かれなかった。なお16世紀末からフェランテ2世の時代にかけて、イエズス会の布教・教育活動が帝国イタリア諸国、なかんずくフェランテが活動していた人的ネットワークと重なる範囲で活発に展開され、その教育施設の設置や運営に深く関わっていたことはフェランテの書簡からも裏付けられるが、それと帝国イタリア諸国の政治的関係については、本格的に調査する時間がなかったことを付言しておく。

以上フェランテ2世のプロソポグラフィと活動から明らかになったことは、17世紀前半の帝国イタリアのシステムは、神聖ローマ皇帝の裁判権と、ミラノ公として強制執行を行うスペイン王の政治権力という枠組みの下、双方のクライアントとなった中小のイタリア諸侯が、ネゴシエーターとしての活動によって皇帝・スペイン王＝ミラノ公と他の帝国イタリア諸国の間に人的ネットワークを張り巡らせ、彼らの間を調整することで維持されていた、ということである。17世紀前半に皇帝総代理がしばしば空位になるのは、両ハプスブルク家（皇帝・スペイン王）のクライアントで、帝国封の諸国全体にわたる人的ネットワークを構築する人材が、継続的に現れなかったからであろう。

(3)17世紀後半における帝国イタリアの構造転換

以上の成果を総合すると、次のような結論が得られる。1630年代までの帝国イタリアの機能は、帝国封諸国全体と良好な関係を持つ両ハプスブルク家のクライアントによって支えられていたのに対し、17世紀末以降のそれは、皇帝自身によって任用され帝国イタリア諸国を管掌する官僚的な法曹貴族によって支えられていた。帝国イタリアの形式的な制度は、皇帝を封主とし、帝国封諸国を封臣とする封建関係である点で変わりがないが、その機能を支える政治構造は大きく変化しているのである。なお皇帝総代理が登場する以前の16世紀は本研究の対象外だが、先行研究および本研究者が以前科研費研究の一環として行った調査によると、皇帝裁判権を行使する帝国宮内法院は、帝国イタリア諸国の間で紛争が発生し、訴訟が提起されるたびに、皇帝代理を個別的に派遣して処理したため、

スムーズに裁判や調停が行われると帝国封とそうでない帝国封が明確に分かれ、さらに紛争処理以外の政治問題に介入するのは困難であった。それに対し17世紀前半の帝国イタリアのシステムは、在地の人的ネットワークを最大限活かすことで、より緊密で機能的なものになったと言える。しかしそれでも官僚制的な統治が成立した17世紀末以降の状況にはほど遠い。この変化の構造を明らかにするには、17世紀後半における皇帝と帝国イタリア諸国の間に展開された人的関係を把握しなければならないが、この科研費研究では、この作業を詳細に遂行することはできなかった。それはこの間皇帝総代理が任命されず、個々の紛争に対し個別的に皇帝代理が任命される体制に戻ったため、そうした人員を特定し、個別的に人的ネットワークを辿らなければならない、予定された研究期間では困難だったからである。

そこで今回はより短時間で最終結論を得るのに必要な調査をなすべく、その間の変化を特徴的に示す政治史料を集中的に調査し、一定の結論を得ることができた。すなわち皇帝とパルマ公国の関係を示す17世紀後半の史料群(Archivio di Stato di Milano[ASMi], atti di governo, feudi imperiali, Ducato di Parma, busta 524)を調査した結果、先述のように((1)の第三期の展開)1660年代から封主権を理由として皇帝軍の宿営が強制され、皇帝代理を任命して行われた軍税徴収が契機となって、それに対する苦情申し立ての処理や財政への指図など、皇帝が関与する統治業務の対象を広げていく状況を跡づけることができた。更にゴンザーガ諸侯国の一つカスティリオーネ・デッレ・スティヴィエーレ侯国についても、先述のように君主と臣民の間に紛争(1691-1700年)が発生し、その経緯を示す史料が残されたため(ASMi atti di governo, feudi imperiali, busta 119, Castiglione 1603-1701)、軍税賦課を契機として皇帝代理による内政干渉が1680年代から存在したことを確認した。カスティリオーネの場合は君主に対する臣民の武力蜂起に発展したため、皇帝が派遣した軍事力を背景に、皇帝代理の暫定統治と裁判によって解決が図られ、その中で次第に皇帝が立法権を行使し、統治を担うシステムに切り替えられていく状況が明らかになった(この事例は2015年1月に出版予定の共著『中近世ヨーロッパのコミュニケーションと紛争・秩序』の一部として公表予定)。なおパルマ、カスティリオーネいずれの場合にも皇帝代理を務めたのは先述のミラノ邦属貴族ボッローメオ家(前者はヴィタリアーノ、後者は甥のカルロ4世)であり、同家が皇帝の官僚的な存在であったことは先述の通りである。

以上の状況から明らかになったのは、帝国イタリア統治の人的システムの変化をもたらしたのが、17世紀後半、特に1680年代以降、皇帝が自らの軍隊を頻繁に帝国イタリア諸

国に駐留させ、封主権を根拠に課税を行うことで、それまで裁判権しか行使し得なかったのに対し、強制執行権や立法権にまでその統治権を拡張したことであった。この動きは17世紀後半にヨーロッパ全域で展開した軍事財政国家の成立と軌を一にするものであり、それによって帝国イタリア諸国の一部が外交権を獲得していく過程は、内定した2014年度以降の科研費基盤研究(C)「17世紀神聖ローマ帝国における占領と外交権の変容」で調査する予定である。

(4)結論 - ヨーロッパ諸国家体系との比較において

17世紀はヨーロッパ諸国家体系が主権国家併存体制に移行する時期とされており、本科研費研究は、中世以来の封建的主従関係がそのまま国家間関係の枠組みとして維持されている帝国イタリアが、その中でどのように位置づけられるべきかを解明するものである。これについて以上に挙げた特徴から、次の結論を示すことができよう。すなわち17世紀の帝国イタリアは、主権国家併存体制の西欧諸国家間関係、並びに「帝国改造」を通じてフェデラルな国家間システムを築いた「ドイツ人の神聖ローマ帝国」と並び立つ第三モデルではなく、封建制度の形式の下、君主間の従属的・水平的なネットワークの組み合わせから、軍制・官僚制によって特定の主権国家に整理される移行過程の国家間平和組織であった、ということである。帝国イタリアを未完の組織として扱わなければならないのは、本研究が時期を17世紀に限定したためでもあるが、19世紀の国民国家形成以前に政治的な意味で完全な主権国家となったイタリア諸国は、単独で軍事財政国家となった少数の例外(サルデーニャと両シチリア)にすぎず、ドイツと同様、そこには主権の無制約性を制度的に抑制する各国共通のシステムが存在した。むしろ中央ヨーロッパには19世紀まで西欧的な主権国家併存体制は存在しなかったのであり、主権国家併存体制の地域限界性をここに見いだすべきであろう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔学会発表〕(計 1 件)

皆川卓「16世紀ゴンザーガ諸侯国の紛争と神聖ローマ帝国：近世『帝国イタリア』の理解のために」第36回ルネサンス研究会(2011年7月・学習院女子大学)

〔図書〕(計 1 件)

服部良久編『中近世ヨーロッパのコミュニケーションと紛争・秩序』(ミネルヴァ書房, 2015年1月公刊予定): 皆川卓「一七世紀末帝国イタリアの「変容」 - カス

ティリオーネ・デッレ・ステヴィエーレの領主領民間紛争を例に」(寄稿済、頁未定)

〔その他〕

ホームページ等

<http://eh-kyoto.sakura.ne.jp/page/report/ex16.html>

6. 研究組織

(1)研究代表者

皆川卓(MINAGAWA, Taku)

山梨大学大学院・教育学研究科・准教授

研究者番号：90456492

(2)研究分担者

該当なし

(3)連携研究者

該当なし